

○国土交通省告示第千三百八十三号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第七條第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和三年十月二十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。
令和三年十月二十七日
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

路線名 近畿自動車道名古屋亀山線
道路の区域
区 間
変更前
敷地の幅員 延長
（メートル）
前 最大 二三八
最小 二二四
後 最大 二二四
最小 二二四
弥富市荷之上町八平裏三三九番一から同市五明四丁目二一〇まで

○国土交通省告示第千三百八十四号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第七條第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和三年十月二十七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。
令和三年十月二十七日
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

路線名 東北横断自動車道釜石秋田線
道路の区域
区 間
変更前
敷地の幅員 延長
（メートル）
前 最大 一〇七
最小 一〇五
後 最大 一〇五
最小 一〇五
横手市山内黒沢字下黒沢一一三番四から同市山内黒沢字下黒沢一一五番三まで

○北陸地方整備局告示第六十四号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和三年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年十月二十七日
北陸地方整備局長 岡村 次郎

路線名 阿賀野市下黒瀬字前川原一三五二番一から同市下黒瀬字前川原一二三四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）
供用開始の期日 令和三年十月二十七日
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七條第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和三年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年十月二十七日
北陸地方整備局長 岡村 次郎

一 道路の種類及び路線名 阿賀野市下黒瀬字前川原一三五二番一から同市下黒瀬字前川原一二九七番一まで
二 制限の対象とする占用物件 阿賀野市下黒瀬字前川原一三五二番一から同市下黒瀬字前川原一二九七番一まで
三 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
四 占用の制限の開始の期日 令和三年十月二十八日

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四 占用の制限の開始の期日 令和三年十月二十八日

人事異動

内閣

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）内閣事務官 黒田淳一郎
内閣官房ＴＰＰ等政府対策本部交渉官を免ずる
内閣官房ＴＰＰ等政府対策本部員を命ずる
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官 西山 英将
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）に併任する
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する
内閣官房気候変動対策推進室参事官を免ずる
（資源エネルギー庁資源・燃料部政策課長（併）長官官房総務課付（併）資源・燃料部政策課海洋政策企画室長（併）（併）資源・燃料部地熱資源開発官室長（併）資源・燃料部鉱業管理官室長）同 若月 一泰
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）に併任する
内閣官房気候変動対策推進室参事官を命ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）内閣事務官 福永 佳史
内閣官房ＴＰＰ等政府対策本部員を免ずる
内閣官房ＴＰＰ等政府対策本部交渉官を命ずる
（以上十月二十日）
（防衛省防衛政策局参事官）防衛書記官 川上 直人
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）に採用する
（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）に併任する
防衛省に出向させる（以上十月二十二日）

法務省

検事兼法務事務官

令和三年司法試験予備試験審査委員に併任する
併任の期間は令和三年十月二十四日までとする
（各通）
検事 中野 浩一
令和三年司法試験予備試験審査委員に併任する
併任の期間は令和三年十一月三十日までとする
（以上十月二十二日）

叙位・叙勲

勲章

勲章概奪令第一条第一項により令和三年九月十七日勲章を概奪された
飯塚 幸三

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、オーストリア国の国祭日につき、十月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を發せられた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第6号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15條第2項の規定に基づき、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19條第1項の規定により公示する。
令和3年10月27日
兵庫労働局長 鈴木 一光

附則

この決定は、令和3年12月1日から効力を生ずる。